

知つてますか？生活道路の定義

① 幅員が **0.0m未満**

② **がなない**



改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が**60キロメートル毎時から30キロメートル毎時**に引き下げられます。(施行日: 令和8年9月1日) 出典: 警視庁HP



兵庫県交通共済協同組合

こちらの QR コードを
読み取ると事故防止動画
がご覧いただけます
令和 7 年 9 月 配信分

